

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

2022年度重要水防箇所集計表

		2022年度		2021年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	730	402	738	404	24	20	16	18	▲8	▲2
	県	259	97	260	97	1	0	0	0	▲1	0
	市町村	128	82	128	82	0	0	0	0	0	0
	小計	1,117	581	1,126	583	25	20	16	18	▲9	▲2
海岸		16	16	16	16	0	0	0	0	0	0
ため池		548	51	555	52	11	1	4	0	▲7	▲1
合計		1,681	648	1,697	651	36	21	20	18	▲16	▲3

(2) 水防に関連する予報・警報の発表基準、伝達系統の変更

気象庁の発表する危険度分布の危険度表記の整理、警報及び注意報の発表基準の変更、予警報の伝達系統の変更、高潮警報の発表に係る運用の変更（内陸市町への発表）並びに国及び県の発表する洪水予報の発表基準の変更に伴い、記載を変更する。

(3) 市町村水位周知下水道の指定

名古屋市長が水位周知下水道を指定することに伴い、当該下水道の水位に係る情報の周知に関する内容を新たに追加する。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（第7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（第7条5項）。